

堺市自治連合協議会 3月定例会

1. 依頼案件

(1) 令和5年度「堺市善行者表彰」及び「堺市地域活動貢献者感謝状」受賞候補者の推薦について

【広報さかい7月号掲載予定】

(秘書部)

本年7月26日開催予定の堺市表彰式において、「堺市善行者表彰」及び「堺市地域活動貢献者感謝状」の贈呈を執り行います。

つきましては、ご繁忙のところ誠に恐縮ですが、貴校区で対象となる候補者がおられましたら、ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

1. 推薦方法 「堺市善行者表彰 推薦要領」及び「堺市地域活動貢献者感謝状 推薦要領」をご覧いただき、推薦書並びに推薦調書を作成のうえご提出ください。

2. 提出先 市長公室 秘書課 又は 各区役所 自治推進課

3. 推薦期限 令和5年4月28日(金)

問合せ・・・TEL228-7616 秘書課

(2) 2023年度堺市人権教育推進協議会 校区推進委員の推薦について

(人権部)

堺市人権教育推進協議会の活動を地域に根づいた市民運動としてさらに定着させるためには、人権が尊重された安全・安心なまちづくりに向けた取組を推進していくことが重要であります。

つきましては、下記のとおり2023年度の校区推進委員を御推薦いただきますようお願い申し上げます。

○校区推進委員の推薦について

1. 校区推進委員の推薦にあたっては、「堺市人権教育推進協議会 校区推進委員について」を参考にいただき、御推薦ください。定数については、定めておりません。

2. 御推薦いただく方の御名前、御住所、郵便番号を「校区推進委員名簿」に御記入のうえ、**4月28日(金)**までに市役所人権推進課内、堺市人権教育推進協議会事務局へ御提出ください。

今年度(2022年度)の校区推進委員様の御名前、御住所等記載した2023年度用の校区推進委員名簿をお渡しいたしますので、**記入例のとおり、退任される方には×印を付けていただき、新任の方は追記していただきますようお願いいたします。**

なお、「要住所確認」と記載のある方が再任される場合は、住所に誤りがないか必ず確認をお願いいたします。

3.5月以降、新たに御推薦いただく場合は、堺市人権教育推進協議会事務局まで御連絡をお願いいたします。

校区推進委員の推薦、並びに校区推進委員名簿への住所等の記載については、必ず御本人の同意を得ていただきますよう、よろしくお願いいたします。

御提出いただいた名簿については、人権啓発事業等の御案内に使用させていただきますので御了承ください。なお、これ以外の目的には使用いたしません。

問合せ先・・・Tel 221-9280 堺市人権教育推進協議会事務局（人権推進課）

(3) 令和5・6年度堺市スポーツ推進委員の推薦について (スポーツ部)

令和3・4年度の堺市スポーツ推進委員の任期が令和5年5月31日を以て満了することに伴い、令和5・6年度に貴校区スポーツ推進委員としてご活動いただける方をご推薦いただきたく存じます。

つきましては、スポーツ推進委員の推薦について、『堺市スポーツ推進委員推薦書』を作成していただき、令和5年4月28日（金）までにスポーツ推進課までご提出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(参 考) スポーツ推進委員について

1. 役割

スポーツ基本法第32条に規定される特別職の非常勤職員として、堺市民オリンピックなどスポーツ事業の実施に係る市との連絡調整や、校区内でのスポーツ活動の取りまとめなど、地域スポーツ推進の中心的な役割を担っていただいております。

2. 報酬

年額 16,000 円 (月額 1,333 円)

3. 任期

令和5年6月1日から令和7年5月31日まで（2年間）

問合せ先・・・Tel 228-7437 スポーツ推進課

(4) 堺市ごみ減量化推進員に係る令和3・4年度の活動報告書および令和5・6年度の新規推薦について (環境事業部)

堺市ごみ減量化推進員設置要綱に基づき、令和3・4年度堺市ごみ減量化推進員の活動報告および令和5・6年度堺市ごみ減量化推進員の新規推薦をお願い申し上げます。

1. 依頼事項

①『令和3・4年度 堺市ごみ減量化推進員の活動報告書』の記入および提出

※各単位自治会にご確認の上、今後の活動内容に対する意見等について記入いただければ幸いです。

- ②『令和5・6年度 堺市ごみ減量化推進員 新規推薦書』の記入および提出
※令和3・4年度のごみ減量化推進員と変更がない場合も、必ずご提出ください。

※単位自治会ごとに原則として1人のご推薦よろしくお願いします。

2. 提出期限 令和5年4月28日（金）

3. 提出方法 お渡しする返信用封筒に封入し、郵送または電子メール等によりご提出ください。

なお、『令和5・6年度 堺市ごみ減量化推進員 新規推薦書』の用紙サイズは、A3・A4どちらでもかまいません。

問合せ・・・TEL 228-7479 資源循環推進課

(5) 令和5・6年度 堺市青少年指導員の推薦及び感謝状被贈呈者の推薦について (子ども青少年育成部)
--

令和5・6年度における貴校区青少年指導員を下記のとおりご推薦いただきたく、ご依頼申し上げます。

併せて、令和5年3月31日で退任される方を対象に、感謝状を贈呈させていただきます。つきましては、「堺市青少年指導員に対する感謝状贈呈要項」に基づき、下記のとおり被贈呈者をご推薦くださいますようご依頼申し上げます。

なお、選任されました青少年指導員につきましては、後日、該当校区の小・中学校長へ通知いたします。

また、感謝状は、6月開催予定の「堺市青少年指導員証交付式・感謝状贈呈式」において贈呈させていただく予定であり、改めて校区代表者様及びご本人様へ通知させていただきます。

1. 依頼内容

①令和5・6年度 堺市青少年指導員の推薦

※「堺市青少年指導員要項」第2項に基づき、ご推薦をお願いいたします。

ご推薦に際しては、前任の校区幹事様及び小・中学校長のご意見等も参考にさせていただければ幸いです。

②感謝状被贈呈者の推薦

※令和5年3月31日で退任される方のうち、通算2期4年以上務め、その活動に寄与された方のご推薦をお願いいたします。

2. 提出書類 堺市青少年指導員兼感謝状被贈呈者推薦書

3. 提出期限 令和 5 年 4 月 28 日（金）

問合せ・・・Tel 228-7457 子ども育成課

(6) 第 30 期地域交通指導員任期満了に伴う新指導員のご推薦について

(サイクルシティ推進部)

各校区における交通安全啓発活動にご協力をいただいております第 30 期地域交通指導員の皆様は、来る 4 月 30 日をもちまして任期が満了いたします。

「交通事故をなくす運動」堺市推進協議会といたしましては、事故のなかでも高い割合を占めています高齢者が関連する事故の防止や自転車の安全利用の推進などの課題に対処するため、今後も引き続き地域の交通指導員をリーダーとした、市民ぐるみの交通安全運動を展開して参りたいと考えております。

つきましては、「地域交通指導員のご推薦について」をご参照いただき、ご多忙の折、お手数をお掛けいたしますが、令和 5 年 4 月 28 日（金）までに新指導員をご推薦いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

問合せ・・・Tel 228-7636 自転車企画推進課

(7) 堺市明るい選挙推進協議会委員の推薦について

(堺市選挙管理委員会事務局)

令和 5 年度・令和 6 年度における明るい選挙推進協議会委員を下記のとおりご推薦いただきたくご依頼申しあげます。

1. 推薦していただく委員 1 名（再任可）

※従前は、任期満了に際し 2 名推薦いただいていたおりましたが、**今回からは 1 名のみ**の推薦をお願いします。

2. 委員の要件

- (1) 堺市内に居住し、選挙権を有する方
- (2) 政治、選挙に関心を持ち、公正中立な立場にある方
- (3) 明るいきれいな選挙の推進や投票率の向上のための啓発活動、選挙啓発のための研修、会合等に参加できる方

3. 推薦書の提出

令和 5 年 4 月 28 日（金）までに、添付の返信用封筒により郵送くださいますようお願いいたします。

4. 提出先 堺市選挙管理委員会事務局

問合せ・・・Tel 228-7876 堺市選挙管理委員会事務局

(8) 「2023 ツアー・オブ・ジャパン堺ステージ」開催に伴うチラシの回覧について

【広報さかい5月号掲載予定】

(産業戦略部)

本年は来る5月21日(日)に、「2023 ツアー・オブ・ジャパン」として、下記のとおり堺ステージを開催することとなりました。

レース当日は、道路交通規制が行われますので、ご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、事業実施の周知とレース開催による交通規制を市民の方に周知したく、大変ご多忙のところ恐縮とは存じますがチラシの回覧をよろしくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、開催中止となる可能性もございます。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 開催日時 2023年5月21日(日) 10時～16時頃

- ・堺国際クリテリウムレース 10:50 スタート 11:35 頃フィニッシュ
- ・JBCF (一般社団法人全日本実業団自転車競技連盟) クリテリウムレース
11:40 スタート 13:20 頃フィニッシュ
- ・堺ステージ (第1ステージ/個人タイムトライアル)
13:35 スタート 14:30 頃フィニッシュ

※クリテリウムレース:一般交通を遮断したサーキットで行い、周回を重ね、最終周回の着順をもって順位を決めるレース。

※個人タイムトライアル:ステージレースの第1ステージとして実施され、選手1人1人がコースを1周し、タイムを競う競技。

2. 場所 大仙公園周回コース

堺市都市緑化センター前→上野芝町1丁西(交)→大仙中町東(交)
→百舌鳥駅前→夕雲町東(交)周回

3. 距離

- ・堺国際クリテリウムレース 27 km [1周 2.7km×10周]
- ・JBCF クリテリウムレース 未定 (後日決定します)
- ・堺ステージ (第1ステージ/個人タイムトライアル) 2.6 km [1周 2.6 km×1周]

4. 参加選手 16チーム(国内チーム) / 合計 96名

JBCF 加盟登録選手 / 約 200名

問合せ・・・TEL 228-7534 地域産業課

(9) ①運転者講習会の開催について【広報さかい4月号掲載予定】

②令和5年「春の全国交通安全運動」実施に伴う青色防犯パトロール車巡回時における広報活動のご協力について

(サイクルシティ推進部)

①運転者講習会の開催について

5月11日(木)から20日(土)までの、令和5年「春の全国交通安全運動」の実施にさきだち、運転者講習会を開催いたします。

開催会場につきましては、令和元年度に実施した場所を基本として実施する予定です。また、校区自治会の地域交通指導員のみなさまに運転者講習会日程を記したポスターの掲示と、実施校区では会場設営や受付補助などのご協力をお願いしたく存じますので、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

日程等は4月中旬から下旬にかけて調整をしておりましたら別途、校区代表者様、代表交通指導員様へ郵送等によりお知らせいたします。

つきましては、多くのおみなさまがご参加いただきますよう周知等よろしく願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、開催を中止する場合があります。

②令和5年「春の全国交通安全運動」実施に伴う青色防犯パトロール車巡回時における広報活動のご協力について

5月11日(木)から20日(土)まで「春の全国交通安全運動」が実施されます。

この運動の期間中におきましては、貴自治連合協議会のご協力のもと、ポスターの掲示等で、市民の皆様への周知を行っているところでございます。

また、広報さかい、ホームページ等の、各種媒体を利用した広報啓発活動を展開し、交通安全運動を推進しております。

つきましては、この運動をより効果的なものとするため、青色防犯パトロール車の巡回時におきまして、広報音声を放送いただき、交通事故の防止にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

問合せ・・・Tel228-7636 自転車企画推進課

(10) 統一地方選挙投票日周知ポスターの掲示について (堺市選挙管理委員会事務局)

堺市議会議員選挙、大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙につきましては、令和5年4月9日に執行される予定となっております。

つきましては、投票日周知ポスターを各自治会掲示板に掲示くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◆掲示期間 ポスター受理後随時 ～ 4月9日(日)

問合せ・・・Tel228-7875 堺市選挙管理委員会事務局

2. 事業説明案件

(1) 災害用携帯トイレの備蓄について

(危機管理室)

地震等の大規模災害発生時における災害用トイレの確保は重要な課題です。本市では、上町断層帯地震による避難所生活者 13 万 9 千人に対し、被災後数日で 50 人に 1 基のトイレを充足させることを目標に、簡易トイレや仮設トイレ、マンホールトイレ等、また大阪府からの仮設トイレの受け入れなど、多様な手法により確保することとしております。

その一環として、今般、下記のとおり「携帯トイレ」の保管を行いますので、お知らせいたします。

1. 保管予定物品（携帯トイレ）



蓄便袋



空気抜きポンプ



圧縮保管



1 箱のイメージ

2. 保管場所

市立各中学校、市立堺高校、府立高校（指定避難所）、関西大学堺キャンパス、勤労者総合福祉センター、大浜公園体育館・武道館、教育文化センター、原池公園体育館、初芝体育館、東文化会館、家原大池体育館、梅文化会館、鴨谷体育館、金岡公園体育館、みはら大地幼稚園、美原体育館

※保管場所は上記としますが、トイレが不足する避難所へ配送するなど、市域全体で使用するものとします。

3. 数量

保管場所 1 カ所あたり 24 箱

(1 箱：蓄便袋 100 枚、空気抜きポンプ 1 台、圧縮保管袋 5 枚)

4. 時期

令和 5 年 3 月（予定）

問合せ・・・TEL 228-7605 防災課

(2) 令和 5 年厚生統計調査の実施について

(保健所・生活福祉部)

厚生労働省では、本年も、国民生活基礎調査等の調査を実施いたします。

これらの調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等の事項について調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的としています。

調査を行う地区については、令和 2 年国勢調査の調査区の中から厚生労働省が無作為に選

びます。そして、厚生労働省から委託された本市において、市長が任命した調査員がその地区の各世帯を訪問し、調査を行います。

この調査員は、地方公務員として調査活動にあたっており、調査内容を他に漏らすことは厳しく禁じられております。

なお、各調査の概要について、調査時期が近づきましたら、調査地区の校区代表者様へ調査内容についての説明資料を送付させていただきます。

調査の概要

調査名	調査目的等	調査時期
国民生活 基礎調査	<p>保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定するために行う。</p> <p>調査地区数は、8 地区。該当する校区は錦、錦綾、榎、神石、登美丘南、鳳南、高倉台、榎塚台の 8 校区。</p> <p>調査は、4月下旬から5月上旬に準備調査を行い、6月上旬に世帯票調査を、7月中旬に所得票調査をそれぞれ実施する。</p>	<p>【準備調査】 4月下旬～ 5月上旬</p> <p>【世帯票】 6月上旬</p> <p>【所得票】 7月中旬</p>
人口移動 調査	<p>本調査は、他の公的統計では把握することのできないライフ・イベント（進学、就職、結婚等）毎の居住地、移動理由や 5 年後の移動可能性、別の世帯にいる家族の居住地に関する実態等を定時的、継続的に調査・計測し、人口移動の動向と要因を明らかにし、将来の人口移動の傾向を見通すための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>調査地区は、国民生活基礎調査の調査地区から再抽出される。</p>	6月
所得再分配 調査	<p>本調査は、社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにし、社会保障施策の浸透状況、影響度を調査し、今後における施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>調査地区は、国民生活基礎調査の調査地区から再抽出される。</p>	7月
国民健康・ 栄養調査	<p>本調査は、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。調査地区は、国民生活基礎調査の調査地区から再抽出される。</p>	11月

問合せ・・・Tel 228－7582 保健医療課／Tel 228－7212 健康福祉総務課

3. 報告案件

(1) 令和 4 年中の火災概況について

(消防局予防部)

消防局では、管内における令和 4 年中の火災概況をとりまとめましたので、市民の皆さまと一体となって防火対策を推進すべく、火災件数やその傾向等につい

てご報告させていただきます。

問合せ・・・Tel 238-6005 予防査察課

4. その他

(1) 「校区自治会活動推進補助金運用の手引き」について (市民生活部)

校区自治会活動推進補助金制度ハンドブックを改定し、より分かりやすい資料となるよう記載内容を整理した「運用の手引き(案)」を作成いたしましたのでお配りさせていただきます。

また、先月の定例会にてご説明いたしました、制度の見直しに関する内容の以下4点についても本手引きに反映させていただいておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ・区分1と区分2の経費配分の組み替え可能範囲を10%から30%に引き上げ
- ・防犯灯設置等事業の補助率を3分の2から10分の9に引き上げ
- ・領収書等について、市へ提出が必要となる金額を「全て(1円以上)」から「1万円以上」に変更
- ・クレジットカード払い時における市への提出書類を原則領収書のみに変更

なお、今回の見直しについては、令和5年4月以降の補助金より適用となりますのでご注意ください。

また、ハンドブックに掲載していた各種様式等については、「別冊」という取り扱いに変更しております。

問合せ・・・Tel 228-7405 市民協働課内

5. 協議会案件

(1) 自治会活動中の不慮の事故等に備えた保険加入への支援等にかかる要望書について

昨年12月末に中区で発生した夜警中の事件を踏まえて、自治会活動に携わる皆様が、安心して活動できる環境整備が急務と考えています。

自治会活動中の不慮の事故等に備えた保険加入への支援について、堺市自治連合協議会から堺市に対して要望いたします。

問合せ・・・Tel 228-7405 堺市自治連合協議会事務局 (市民協働課内)

6. 事務局連絡

(1) 事務局提出書類について

下記のとおり提出をお願いします。

	提出書類	用 途	提出期限
①	令和 4 年度 「校区自治会活動推進補助金」実績報告関係書類 ● 校区補助金実績報告書（様式第 6 号） ● 事業実施報告書（様式第 7 号甲乙丙） ● 収支決算書（様式第 8 号） ● 街頭防犯カメラ設置等事業について次の書類 ・ 街頭防犯カメラ設置等一覧表（資料集掲載「様式 B」） ・ 街頭防犯カメラ設置箇所位置図 ・ 撮影範囲を記した平面図 ・ 街頭防犯カメラ設置後の現況写真 ・ 撮影された画像 ● 防犯灯設置等事業について次の書類 ・ 防犯灯設置等一覧表（資料集掲載「様式 C」） ● 校区補助金精算書（様式第 11 号）	補助金実績報告	<u>4 月 14 日</u> <u>（金）</u> ※期限までに決算が確定しない校区は、確定後速やかにご提出ください。
②	令和 5 年度 「校区自治会活動推進補助金」交付申請書関係書類 ● 校区補助金交付申請書（様式第 1 号） ● 事業計画書（様式第 3 号） ● 収支予算書（様式第 4 号） ● 前年度収支決算書（様式第 8 号） ● 加入世帯数報告書（資料集掲載「様式 A」）	補助金交付申請	
③	令和 5 年度堺市自治連合協議会・校区役員名簿	協議会名簿作成	<u>4 月 28 日</u> <u>（金）</u>
④	令和 5 年度送付先の指定について	市の回覧依頼物等送付先	
⑤	令和 4 年度退任者感謝状贈呈予定者名簿	感謝状贈呈	
⑥	令和 5 年度堺市校区相談役委嘱申請書	校区自治連合会運営	
⑦	令和 5 年度自治会施設賠償責任保険加入依頼書	施設賠償責任保険加入	
⑧	校区自治連合会会則 （令和 4 年度から変更がなければ不要）	校区自治連合会運営	

事務手続きの都合上、決定次第、至急ご提出していただきますようお願いいたします。

※校区自治会活動推進補助金は、補助金額より校区自治連合会活動費が下回る場合は、残額を返金いただく必要があります。なお、校区自治連合会活動費には繰越金、積立金、慶弔費は含むことができません。

パソコン用に各様式（ワード・エクセル）をCDでお渡ししております。
可能なかぎり、この様式に入力し、プリントした形で提出をお願いします。

提出先	…各区役所	自治推進課		
問合せ先	…堺区役所	自治推進課	電話	228-7082
	中区役所	自治推進課	電話	270-8154
	東区役所	自治推進課	電話	287-8122
	西区役所	自治推進課	電話	275-1902
	南区役所	自治推進課	電話	290-1803
	北区役所	自治推進課	電話	258-6779
	美原区役所	自治推進課	電話	363-9312

(2) 「こども 110 番の家」協力者に対する保険加入者名簿の提出について

令和 5 年度の各校区協力者への保険加入のため、「こども 110 番の家」協力者名簿をご提出ください。令和 4 年度届け出の協力者名簿をお渡しします（※令和 4 年度に届け出のなかった校区は令和 3 年度分）。

協力者の削除（昨年度の名簿を二重線で消してください）、また新規協力者の方は、新規協力者名簿に追加をしていただき、4 月 28 日（金）までに区役所自治推進課または市民協働課に提出をお願いします。

***保険適用期間が 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までであるため、名簿提出までの空白期間が生じる場合（名簿提出が間に合わない場合）は、名簿提出までの期間について令和 4 年度の名簿をもって令和 5 年度の名簿として読み替えることとします。**

【令和 5 年度契約内容（予定）】

契約期間	令和 5 年（2023 年）5 月 1 日から令和 6 年（2024 年）4 月 20 日
加入保険内容	死亡・重度後遺障害 1,000 万円、 中度後遺障害 300 万円、 軽度後遺障害 30 万円、 入院見舞金（日数に関係なく） 5 万円 通院見舞金（日数に関係なく） 5 万円、 建物損害・収容物損害（損害額に関係なく）3 万円。
申請必須条件	こども 110 番の家活動に直接起因する事件であること及び警察に被害届けを提出されていること。逃げ込んだ子どもが明らかであること。
給付対象者	実施者（名簿記載者）、実施者の配偶者、実施者もしくは実施者の配偶者と生計を共にする同居親族や別居の未婚の子、又は実施者に雇用され登録建物内で働く従業員（アルバイト含む）。※同居親族とは、実施者の 6 親等以内の血族及び 3 親等以内の姻族のこと。

※現在、堺市と包括連携協定を結ぶ動きのある企業等より、「こども 110 番の旗」のご寄贈申し入れの動きがございます。また、別途、堺市へ直接店舗、企業等よりこども 110 番の家活動へのご協力の申し出をいただいた場合につきましては、当該店舗の所在する地域の連合自治会長様あて、確認の書面を送付させていただきます。

名簿提出先・・・Tel 228-7405 市民協働課

(3) 自治会活動実践記録「波紋」第67集の完成について

例年作成しております自治会活動実践記録「波紋」が完成しました。
各校区指定送付先へ配送させていただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

問合せ先・・・Tel 228-7405 堺市自治連合協議会事務局（市民協働課内）